

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**

**大学院学生研究**

**2015年度研究成果報告書**

|  |  |                |                                    |
|--|--|----------------|------------------------------------|
| <b>研究科名</b>                                      | 立教大学大学院 コミュニティ福祉学 研究科 コミュニティ福祉学 専攻           |                |                                    |
| <b>研究代表者</b><br>(2016年3月現在のものを記入)                | 在籍研究科・専攻・学年                                  | 氏名             |                                    |
|  | コミュニティ福祉学研究科・コミュニティ福祉学専攻・3年                  | 柳 姫 希 印        |                                    |
| <b>指導教員</b>                                      | 所属・職名  | 氏名             |                                    |
|  | コミュニティ福祉学部・教授                                | 三本松 政之 印       |                                    |
| <b>自然・人文・社会の別</b>                                | 自然 ・ 人文 ・ <input type="checkbox"/> 社会        | <b>個人・共同の別</b> | <input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名 |
| <b>研究課題</b>                                      | 性的少数者の人権をめぐる当事者運動の意義<br>—韓日の大学当事者団体の実践に着目して— |                |                                    |
| <b>研究組織</b><br>(研究代表者・共同研究者)<br>※2016年3月現在のものを記入 | 在籍研究科・専攻・学年                                  | 氏名             |                                    |
|  | コミュニティ福祉学研究科・コミュニティ福祉学専攻・3年                  | 柳 姫 希          |                                    |
| <b>研究期間</b>                                      | 2015 年度                                      |                |                                    |
| <b>研究経費</b><br>(1円単位)                            | (支出金額) 153,754 円 / (採択金額) 200,000 円          |                |                                    |

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

韓国では約 20 年に渡る性的少数者運動を通して性的少数者問題が人権の観点から争点化している。国家人権委員会が性的少数者の人権侵害に対し対応し、地方では複数の地方自治体で人権憲章、人権条例や学生人権条例などを制定する取り組みが見られる。本研究ではカミングアウト、性的少数者団体の啓蒙運動により性的少数者問題が可視化し、人権の観点から改善へアプローチする試みの実態を把握した。同時に当事者が活動するにはいまだ厳しい環境であることも把握した。さらに当事者団体や教会への訪問調査、性的少数者大学連合会へのアンケート調査により、当事者の社会的な疎外の実態と、それに対抗するための当事者の試みや協働を明らかにした。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ LGBT ] [ キリスト教会 ] [ 争点 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**【研究の目的】**

韓国社会で性的少数者運動が始まって約 20 年が過ぎたが、いまだ韓国社会で性的少数者は差別と嫌悪暴力の対象である。2014 年国家人権委員会は「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」を行った。その調査によると、性的少数者は学校、雇用領域などさまざまな場面で差別を受けていることが分かる。この調査は国家機関が実施した最初の性的少数者の差別実態に関する調査であり、多様な領域での差別についてそれぞれ調査を行っている。この調査をみると、韓国における性的少数者をめぐる問題がどれほど深刻であるかが明らかになる。このような現状の中、最近韓国では様々な場で人権の観点から性的少数者問題をめぐる問題が争点となることが多く見られるようになった。性的少数者問題が社会問題として可視化され始めたのは 2000 年代に入ってからであり、それ以前には性的少数者問題は個人問題としての認識が強かった。しかし、クィア文化祭や性的少数者芸能人によるカミングアウト、性的少数者団体の社会啓蒙運動により性的少数者問題は人権の観点からアプローチするようになった。

例えば、国レベルでは国家人権委員会国家人権委員会法に基づいて性的少数者の人権に関わる申し立てに是正勧告の取り組みを行い、また地方レベルではいくつかの地方自治体の人権憲章や人権条例、学生人権条例などを制定する取り組みが見られる。しかし、いまだにこれらの取り組みに対して保守系団体からの反対の声が絶えないという現実もある。本研究では性的少数者の問題がどのような形で人権問題として位置づけられるようになったのか、その経緯と争点を明らかにし、さらに当事者団体などの聞き取り調査により現在の韓国における性的少数者の現状と課題について考察した。

**【研究方法】**

まず、文献研究を通して韓国における性的少数者をめぐる現状について把握し、性的少数者の問題がどのような形で人権問題として位置づけられるようになったのか、その争点化の経緯と論点に当事者としての性的少数者がどのような関わりをしているかを明らかにした。次に、韓国の性的少数者の人権問題に関わる当事者団体や教会への訪問調査を通して性的少数者が抱えている課題を社会的な課題としてどのように争点化しているのかについて明らかにした。

▶ **調査期間** : 2016 年 2 月 26 日～3 月 1 日

▶ **訪問機関**

- ・公益人権法財団共感
- ・QV UNIVERSITY
- ・ソムドルヒャンリン教会
- ・ロデム木陰教会

▶ **主な質問項目**

- ① 運営・組織
- ② 主要活動
- ③ 活動課題

**【研究の結果】**

韓国で性的少数者の人権と市民権に対する議論がされ始めたのは、性的少数者運動が本格的に始まった 1990 年代以降である(ソ・ドンジン、2005)が、国家人権委員会法が制定される前までは性的少数者の人権どころか性的少数者の存在すら知らない人も多かった。しかし、国家人権委員会法が制定され、その人権法の中に含まれている性的指向の項目をめぐって賛否の世論が分かれ、メディアでも大きく報道されるようになった。その背景にクィア文化祭など当事者による社会への働きかけがあった。その影響により性的少数者をめぐる問題は社会問題として可視化され始め、性的少数者問題は人権という観点から議論されるようになった。国家人権委員会はこの国家人権委員会法に基づき様々な性的少数者の差別について対応してきた。しかし、国家人権委員会の対応は国家人権委員会法に基づいて行われているため、すべての差別に対しては対応が出来ないということと、強制力がないため実質的な問題解決には至らず勧告の水準に留まるという限界があった。2000 年代に入って韓国社会では国家レベルの国家人権委員会法が制定されただけでなく、地方レベルではいくつかの地方自治体で人権憲章や人権条例、学生人権条例などが制定されており、性的少数者の人権の擁護を規定していた。2016 年 1 月現在、学生人権条例を制定した教育庁は京畿道、光州広域市、ソウル特別市、全羅北道 4 箇所であった。また仁川広域市、江原道、忠清北道、慶尚南道、全羅南道は住民発議や教育庁が発議の準備をしていた。また制定にまでは至らなかったが、制定に向けて努力をしている地域もいくつか見えた。ソウル特別市は 2014 年 12 月 10 日世界人権の日を迎えて「ソウル市民人権市民憲章」を宣言すると発表した。しかし憲章の第 1 章 4 条の性的少数者に対する差別禁止の項目が問題になり憲章の制定が出来なくなった。これに対し、性的少数者団体であるムジゲヘンドン(虹行動)はソウル市庁のロビーを占拠し、性的少数者嫌悪防止対策とソウル市民人権憲章の制定を要求しながら 6 日間座り込みを行った。嫌悪暴力と今後の対策についてこれから具体的に模索すると約束を受けて 6 日ぶりに座り込みを終えた。このように韓国では団体として前面に出て活動が出来るようになったが、まだ性的少数者に対する嫌悪暴力は絶えることなく韓国社会の様々な所で起きているため、個人

**研究成果の概要 つづき**

として当事者が活動するのは厳しい環境である。このような反対運動の先頭に立つ大半は保守的キリスト教関連団体でありソウル特別市の「学生人権条例」の制定に当たっては、キリスト教団体を中心に構成された同性愛問題対策委員会はキリスト教精神に適合しない「毒素条項」があると主張し、同性愛擁護条項の削除を要求した。反対する韓国の保守的キリスト教の特徴を分析すると、大きく3つに分けることができる。その特徴の1つ目は、韓国のキリスト教は信者人口がもっとも多い国のひとつであった。2つ目はキリスト教は政治と関係し権力を有していた(崔、2013)。3つ目は、信徒は非主体化され、画一化される傾向があった。韓国キリスト教集団と性的少数者の人権保障を主張する人びとの間で争点となるのは大きく宗教的観点と社会病理的観点の2つに分けることができた。宗教的観点は、聖書に基づいたイエス(キリスト)の教えと性的少数者の人権保障の方向が異なることが争点となっており、「聖書によると同性愛は罪(sin)である」と認識されていることに起因した。社会病理的観点は、同性愛などの性的少数者の性的指向やアイデンティティは罪や非道徳的である議論とは別に、性的少数者の存在自体が社会病理の一現象とされていた。社会病理的観点には、同性愛が先天的な要因により決定されるという生物学的原因、同性愛者が異性愛者より性的な発達が遅れているという精神分析学的原因、後天的な経験や環境の影響により同性愛者になるという学習理論的原因などがあった(キム・ジェヨン、2011)。このようなことを根拠にして、韓国のキリスト教は、同性愛は治療の対象であり治療さえすれば治ると主張している。また同性愛は未成熟な青少年に悪い影響を及ぼすため絶対認めてはいけなく強く反対をしていた。しかし、一方これとは異なる動きとして、ソムドルヒャンリン教会の活動とロデム木陰教会の活動があった。ソムドルヒャンリン教会は2013年ヒャンリン教会から分立され、外国人労働者、農民、解雇労働者、脱北者、性的少数者などのあらゆる領域の問題に関心を持って支持活動をしていた。ロデム木陰教会は性的少数者によって立てられた教会として教会の信徒は男性同性愛者で構成されている。この教会は他の当事者団体のように社会に対して何かを訴えたり、闘ったりはしないが、性的指向を理由に他の教会から疎外された信徒を受け入れたり、性的少数者でありながらキリスト教信徒でもある人達の居場所としての役割を果たして居る。キューブは2012年国立国語院の愛の定義が異性愛中心に変わったのをきっかけに結成され、2014年大学性的少数者団体の連合会として発足した。彼らは、お互いの活動をベンチマーキングして構内の性的少数者への嫌悪活動等について共同で対応をしている。

**【考察】**

長年にわたって韓国の性的少数者はさまざまな差別を受けてきた。そのなかで世界の人権的アプローチの影響から、韓国社会も性的少数者の差別問題を人権の観点から考えるようになった。特に国家人権委員会を中心にした政府や条例づくりを中心にした地方自治体のアプローチは性的少数者の人権保障を確立する方向に向かわせているといえる。また韓国の性的少数者に対する社会的な認識を差別事情などを通してみると、上述したように反対勢力の動きが大きく取り上げられ、社会的に共有された認識のように受け止めかねない現状があった。しかし、本研究でもっとも激しい反対をするキリスト教団体も決して一枚岩ではない。

性的少数者の人権保障の方向性とキリスト教の考え方にはいくつか争点が出てくるが、韓国のキリスト教は政治的権力が強いので、性的少数者の人権問題は難しい状況にあるのが現状であった。しかし、同じくキリスト教に属するものの性的少数者の人権保障の方向性に反しない集団が現れ、その中の代表的団体がヒャンリン教会である。この教会は韓国のキリスト教が有する上下関係や権力関係の代りに、平等の関係を重視し、同性愛を罪とする聖書の理解に対しても神学の解釈の問題として新たな聖書の解釈を試みていた。すなわち、性的少数者の存在を罪と認識するキリスト教の集団と性的少数者の人権を考える動きとの間に生じる争点または溝を埋められる可能性をもつ流れとしてヒャンリン教会の取り組みを提示した。

罪深い人間を救うために現れたのがイエスであるとしたら、そのキリスト教が人を苦しめるための活動することは許されない。人権とは特定の人や集団が付与の可否を決めるべき問題ではないと考える。本研究で出している争点を差別や人の基本的な生活といったより生活に密接なものとして捉え、話し合う場を形成していく必要があると考える。

**<参考文献>**

- ・崔亨黙(2013)、金忠一訳『権力を志向する韓国のキリスト教—内部からの対案—』新教出版社
- ・김재용(2011)「동성애와 차별금지법안에 대한 기독교 윤리적 반성-2008년 1월 28일 노회찬의원등 국회의원 10인이 발의한 차별금지법안을 중심으로」장로회신학대학교대학원, 신학과, 석사논문
- ・キム・ジェヨン(2011)「同性愛と差別禁止法案に対するキリスト教の倫理的反省—2008年1月28日ノ・フェチュン議員等国家議員10人が発議した差別禁止法案を中心に」長老会神学大学大学院、神学科、修士論文
- ・서동진(2005)「인권, 시민권 그리고 섹슈얼리티-경제와 사회」『경제와 사회』pp. 66-87
- ・(ソ・ドンジン(2005)「人権、市民権そしてセクシュアリティ—経済と社会」『経済と社会』pp. 66-87)

※この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

・ 柳 姫 希 ・ 三 本 松 政 之 「 韓 国 に お け る 性 的 少 数 者 の 当 事 者 組 織 形 成 過 程 に 関 す る 研 究 - 当 事 者 と し て の 活 動 家 に 着 目 し て - 」 『 コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 研 究 所 紀 要 』 第 3 号、2015 年、pp. 39 - 57

・ 柳 姫 希 「 韓 国 に お け る 性 的 少 数 者 を め ぐ る 争 点 」 『 コ ミ ュ ニ テ ィ 福 祉 学 研 究 科 紀 要 』 第 14 号、2016 年、pp. 81 - 93